

発 案 書

県議第十四号

住宅耐震補強工事等に係る補助制度の拡充を求める意見書について

住宅耐震補強工事等に係る補助制度の拡充を求める意見書を次のように発案する。

令和六年十二月十九日

提出者 岐阜県議会議員 安井 忠

小川 祐輝

尾藤 義昭

野村 美穂

加藤 大博

水野 吉近

若井 敦子

中川 裕子

黒田 芳弘

岐阜県議会議長 水野 正敏 様

住宅耐震補強工事等に係る補助制度の拡充を求める意見書

本年一月に発生した能登半島地震では、多くの住宅等が全半壊する等の甚大な被害が発生し、道路等を塞いだ倒壊物等により復旧作業等に大きな支障が出ている。

こうした中、本県においては、南海トラフ沿いの大規模地震の発生が危惧されており、マグニチュード八から九クラスの地震が、今後三十年以内で発生する確率は七〇%から八〇%程度と予想されるなど、大規模地震から住民の命を守るため、住宅の耐震化を図ることは喫緊の課題である。

国においては、耐震性が不十分な住宅を令和十二年までにおおむね解消する目標の実現に向けて耐震化を促進しているが、全国の耐震化率は平成三十年時点で八七%、本県は八三%にとどまっている。

県では国との連携により耐震改修を希望する者に対する補助を行っているが、能

登半島地震の被害状況から、県民の住宅の耐震化に対する関心が更に高まる一方で、近年の資材価格の高騰により、工事費用が高くなるなどの費用負担がネックとなり、住宅の耐震化が困難な状況になっている。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。
以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

記

一 住宅の耐震化に対する支援について、国庫負担を引き上げるとともに、必要な財源を確保すること。

二 地震被害のリスクを低減し、人命の安全確保につながる緊急的な対策として、耐震シェルターに対する補助制度及び製品の安全性を認証する制度を創設すること。

令和六年十二月十九日

岐阜県議会議長

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	財務大臣	国土交通大臣	内閣府特命担当大臣(防災)	国土強靱化担当大臣	内閣府官房長官
議長	議長	大臣	大臣	大臣	大臣	大臣	官

様